

議案第22号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年 2月24日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（つくば市については，別表第1の1の項(2)及び(3)の規定により加算する額を除く。）」を削る。

別表第1の1の項金額の欄を次のように改める。

確認の申請又は計画の 通知1件につき，次に 掲げる床面積の合計の 区分に応じ，それぞれ 次に定める額 (1) 30平方メートル以 内のもの 8,000円
--

- | |
|---|
| (2) 30平方メートルを
超え100平方メー
トル以内のもの
15,000円 |
| (3) 100平方メートル
を超え200平方メ
ートル以内のもの
23,000円 |
| (4) 200平方メートル
を超え500平方メ
ートル以内のもの
40,000円 |
| (5) 500平方メートル
を超え1,000平方
メートル以内のもの
72,000円 |
| (6) 1,000平方メー
トルを超え2,000平
方メートル以内のもの
105,000円 |
| (7) 2,000平方メー
トルを超え10,000平
方メートル以内のもの
212,000円 |
| (8) 10,000平方メー
トルを超え50,000平 |

メートル以内のもの 348,000円
(9) 50,000平方メートルを超えるもの 605,000円

別表第1の5の項，6の項及び7の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め，同表8の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め，同表9の項第1号中「ア及びイ」を「アからウまで」に改め，同号ア中「登録住宅性能評価機関（」の次に「以下この項及び」を加え，同号イ中「ア以外」を「ア及びイ以外」に改め，同号イを同号ウとし，同号アの次に次のように加える。

イ 設計された住宅 に係る住宅の品質 確保の促進等に関 する法律第5条第 1項に規定する住 宅性能評価（当該 住宅性能評価のう ち構造の安定に関 することについて 建築基準法施行令 （昭和25年政令第 338号）第82条の 5に規定する限界 耐力計算以外の構 造計算により評価
--

されたものに限
る。)について、
あらかじめ登録住
宅性能評価機関に
よる評価を受けた
場合

(ア) 一戸建ての住
宅の場合にあっ
ては、1件につ
き 18,000円

(イ) 一戸建ての住
宅以外の住宅の
場合にあっては
総戸数が5戸以
内のときは、1
件につき(同一
の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合
にあっては、当
該数件の申請に
つき 39,000円、
5戸を超え10戸
以内のときは1
件につき(同一
の住宅に関し同

時に数件の申請
が行われる場合
にあつては、当
該数件の申請に
つき 93,000円、
10戸を超え30戸
以内のときは1
件につき（同一
の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合
にあつては、当
該数件の申請に
つき）178,000
円、30戸を超え
50戸以内のとき
は1件につき
（同一の住宅に
関し同時に数件
の申請が行われ
る場合にあつて
は、当該数件の
申請につき）
301,000円、50
戸を超え100戸
以内のときは1

件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては，当該数件の申請につき）468,000円，100戸を超え200戸以内のときは1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては，当該数件の申請につき）847,000円，200戸を超え300戸以内のときは1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては，当該数件の申請につき）

1,160,000円， 300戸を超える ときは1件につ き，(同一の住 宅に関し同時に 数件の申請が行 われる場合に あっては，当該 数件の申請につ き)1,403,000 円

別表第2の1の項中「第7条の6第1項第1号」の次に「若しくは第2号」を加え、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表23の項、24の項及び25の項中「第67条の2」を「第67条の3」に改め、同表50の項を同表51の項とし、同表46の項から49の項までを1項ずつ繰り下げ、同表45の項の次に次のように加える。

46	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	27,000円
----	--	---------------	---------

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表第1の9の項の改正

規定は、平成27年4月1日から施行する。

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後				改正前			
第1条 - 第4条（略） （手数料の免除） 第5条 次に掲げる者については、別表第1及び別表第2に掲げる手数料_____				第1条 - 第4条（略） （手数料の免除） 第5条 次に掲げる者については、別表第1及び別表第2に掲げる手数料（つくば市については、別表第1の1の項(2)及び(3)の規定により加算する額を除く。）			
_____ を免除するものとする。 (1)・(2)（略） 2（略） 第6条（略） 附則（略） 別表第1（第2条，第3条，第5条関係）				_____ を免除するものとする。 (1)・(2)（略） 2（略） 第6条（略） 附則（略） 別表第1（第2条，第3条，第5条関係）			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
1	(略)	(略)	<u>確認の申請又は計画の通知1件につき，次に掲げる床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額</u> <u>(1) 30平方メートル以内のもの 8,000円</u> <u>(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 15,000円</u> <u>(3) 100平方メートルを超え200平方メートル</u>	1	(略)	(略)	<u>(1) 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要しない場合にあっては，確認の申請又は計画の通知1件につき，次に掲げる床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額</u>

以内のもの 23,000円
(4) 200平方メートルを
超え500平方メートル
以内のもの 40,000
円
(5) 500平方メートルを
超え1,000平方メート
ル以内のもの
72,000円
(6) 1,000平方メートル
を越え2,000平方メー
トル以内のもの
105,000円
(7) 2,000平方メートル
を越え10,000平方
メートル以内のもの
212,000円
(8) 10,000平方メート
ルを越え50,000平方
メートル以内のもの
348,000円
(9) 50,000平方メート
ルを越えるもの
605,000円

ア 30平方メートル
以内のもの 8,000
円
イ 30平方メートル
を越え100平方メー
トル以内のもの
15,000円
ウ 100平方メートル
を越え200平方メー
トル以内のもの
23,000円
エ 200平方メートル
を越え500平方メー
トル以内のもの
40,000円
オ 500平方メートル
を越え1,000平方
メートル以内のも
の 72,000円
カ 1,000平方メート
ルを越え2,000平方
メートル以内のも
の 105,000円
キ 2,000平方メート
ルを越え10,000平
方メートル以内の
もの 212,000円
ク 10,000平方メー
トルを越え50,000
平方メートル以内
のもの 348,000円
ケ 50,000平方メー

トルを超えるもの

605,000円

(2) 構造計算適合性判

定を要する場合で、
建築基準法第20条第
2号イ又は第3号イ
の構造計算が、同条
第2号イ又は第3号
イに規定する国土交
通大臣の認定を受け
たプログラムにより
行われたときは、(1)
に規定する額に、構
造計算適合性判定を
要する建築物の部分
ごとに、次に掲げる
床面積の区分に応じ、
それぞれ次に定める
額を加算した額

ア 1,000平方メー
ル以内のもの

110,000円

イ 1,000平方メー
ルを超え2,000平方
メートル以内のも
の 137,000円

ウ 2,000平方メー
ルを超え10,000平
方メートル以内の
もの 150,000円

エ 10,000平方メー
トルを超え50,000

平方メートル以内
のもの 190,000円
オ 50,000平方メー
トルを超えるもの
322,000円

(3) 構造計算適合性判
定を要する場合で、
建築基準法第20条第
2号イの構造計算が、
同条第2号イに規定
する国土交通大臣が
定めた方法により行
われたときは、(1)に
規定する額に、構造
計算適合性判定を要
する建築物の部分ご
とに、次に掲げる床
面積の区分に応じ、
それぞれ次に定める
額を加算した額

ア 1,000平方メート
ル以内のもの
159,000円

イ 1,000平方メート
ルを超え2,000平方
メートル以内のも
の 212,000円

ウ 2,000平方メート
ルを超え10,000平
方メートル以内の
もの 243,000円

エ 10,000平方メー

								トルを超え50,000 平方メートル以内 のもの 321,000円 オ 50,000平方メー トルを超えるもの 590,000円
<hr/>								
5	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査のうち同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関するもの（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)	5	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査のうち同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関するもの（同法第18条第14項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)	(略)
6	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る建築物に同法第87条の2第1項の昇降機が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）及び同法第	(略)	(略)	6	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る建築物に同法第87条の2第1項の昇降機が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査（同法第18条第14項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）及び同法第	(略)	(略)	(略)

	87条の2において準用する場合同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）		
7	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)
8	建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査（同法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事終了の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)
9	(略)	(略)	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期

	87条の2において準用する場合同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第14項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）		
7	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第14項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)
8	建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査（同法第18条第17項の規定による特定工程に係る工事終了の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)
9	(略)	(略)	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期

優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(この項及び10の項において「建築基準関係規定適合審査」という。)を受けるよう申し出ない場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア 長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項及び13の項において「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けた場

優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(この項及び10の項において「建築基準関係規定適合審査」という。)を受けるよう申し出ない場合にあっては、次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに掲げる額

ア 長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(_____)13の項において「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けた場

合

(ア)・(イ) (略)

イ 設計された住宅

に係る住宅の品質
確保の促進等に関
する法律第5条第
1項に規定する住
宅性能評価(当該
住宅性能評価のう
ち構造の安定に関
することについて
建築基準法施行令
(昭和25年政令第
338号)第82条の5
に規定する限界耐
力計算以外の構造
計算により評価さ
れたものに限る。)
について,あらか
じめ登録住宅性能
評価機関による評
価を受けた場合

(ア) 一戸建ての住
宅の場合にあっ
ては,1件につ
き 18,000円

(イ) 一戸建ての住
宅以外の住宅の
場合にあっては
総戸数が5戸以
内のときは,1
件につき(同一

合

(ア)・(イ) (略)

の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合
にあつては、当
該数件の申請に
つき)59,000円、
5戸を超え10戸
以内のときは1
件につき(同一
の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合
にあつては、当
該数件の申請に
つき)93,000円、
10戸を超え30戸
以内のときは1
件につき(同一
の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合
にあつては、当
該数件の申請に
つき)178,000円、
30戸を超え50戸
以内のときは1
件につき(同一
の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合
にあつては、当
該数件の申請に

つき)301,000円,
50戸を超え100戸
以内のときは1
件につき(同一
の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合
にあつては,当
該数件の申請に
つき)468,000円,
100戸を超え200
戸以内のときは
1件につき(同
一の住宅に関し
同時に数件の申
請が行われる場
合にあつては,
当該数件の申請
につき)847,000
円,200戸を超え
300戸以内のとき
は1件につき(同
一の住宅に関し
同時に数件の申
請が行われる場
合にあつては,
当該数件の申請
につ き)
1,160,000円,
300戸を超え
きは1件につき,
(同一の住宅に

関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき）
1,403,000円
ウ ア及びイ以外の
場合
(ア)・(イ) (略)
(2) (略)

イ ア 以外の
場合
(ア)・(イ) (略)
(2) (略)

別表第2（第2条，第3条，第5条関係）

項	事務	名称	金額（1件につき）
1	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	(略)

別表第2（第2条，第3条，第5条関係）

項	事務	名称	金額（1件につき）
1	建築基準法第7条の6第1項第1号_____（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は同法第18条第22項第1号_____（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	(略)

23	建築基準法第67条の3 第3項第2号の規定に 基づく建築物の敷地面 積の制限の適用除外に 係る許可の申請に対す る審査	(略)	(略)
24	建築基準法第67条の3 第5項第2号の規定に 基づく建築物の壁面の 位置に関する制限の適 用除外に係る許可の申 請に対する審査	(略)	(略)
25	建築基準法第67条の3 第9項第2号の規定に 基づく建築物の間口率 及び高さに関する制限 の適用除外に係る許可 の申請に対する審査	(略)	(略)
46	建築基準法施行令第137 条の16第2号の規定に 基づく建築物の移転の 認定の申請に対する審 査	建築物の移転認定申請 手数料	27,000円
47-	(略)	(略)	(略)

23	建築基準法第67条の2 第3項第2号の規定に 基づく建築物の敷地面 積の制限の適用除外に 係る許可の申請に対す る審査	(略)	(略)
24	建築基準法第67条の2 第5項第2号の規定に 基づく建築物の壁面の 位置に関する制限の適 用除外に係る許可の申 請に対する審査	(略)	(略)
25	建築基準法第67条の2 第9項第2号の規定に 基づく建築物の間口率 及び高さに関する制限 の適用除外に係る許可 の申請に対する審査	(略)	(略)
46-	(略)	(略)	(略)

51

別表第3（第2条，第3条関係）（略）

50

別表第3（第2条，第3条関係）（略）